

大臣所信表明に対する一般質疑（廃棄物・リサイクルに関して）

○**轟木利治君** 同じく民主党の轟木でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは、廃棄物リサイクルに関する質問をさせていただきます。

まずは、今回の鴨下環境大臣の所信表明の内容についてお聞きいたします。

所信表明の中で大臣は資源生産性を表明されております。この資源生産性の概要と具体的な方向性についてお聞かせください。

○**国務大臣（鴨下一郎君）** 資源生産性とは、これは一定量当たりの天然資源等の投入量から生ずる実質国内総生産、実質GDPを算出することによって、産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているか、すなわちより少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかと、こういうようなことを総合的に表す指標であります。

第一次循環型社会形成推進基本計画におきましても、資源生産性を二〇〇〇年の一トン当たり約二十六万円から二〇一〇年に約三十七万円と、約四割向上させることを目標としてきました。二〇〇五年には約三十三万円まで向上しておりまして、目標達成に向けて順調に推移してきたと、こういうようなところであります。まさに、本日、閣議決定した第二次基本計画においては、資源生産性を二〇一五年に一トン当たり四十二万円と二〇〇〇年から約六割向上させると、こういうようなことを目標にしておりまして、この達成に向けて3R政策を中心に関連施策を積極的に推進していきたいと、こういうふうに今考えるところでございます。

○**轟木利治君** 今、資源を有効にということ、これがいろんな地球温暖化にもかかわると思うんですが、私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が地球環境に大きな負荷を掛けているという認識に立って、3Rを通じた循環型社会を形成しなければなりません。この考え方に立ち、可能な限りリサイクルを推進していくことが大切であると思います。自分たちが使ったものは自分たちの責任においてリサイクルしていく、国に置き換えてみれば国内で発生した廃棄物は国内でリサイクルしていくと、このことが原則であらうと思っております。

しかし、廃棄物がリサイクル品として循環している間はいいいんですが、この廃棄物が資源として評価されてくると、市場メカニズムが働き、価格変動が発生いたします。そうすると、確立したはずのリサイクルシステムが成り立たなくなる、この現象が今、国内のリサイクルシステムの中で起きているのではないかと思います。

個別の問題点については後で触れますけれども、一つの例といたしまして申しますと、国内で発生する廃棄物の代表に鉄くずスクラップがございます。これはリサイクルという

よりも資源として流通しておりますが、今の鉄くずが市場メカニズムによって価格高騰し、六、七年前まではトン当たり一万円前後であったものが、直近ではトン当たり五万円前後となっております。

この背景には、国内の需要増もありますけれども、それ以上に中国、韓国などの需要増と、それに伴う輸出価格の高騰が大きな要因となっております。加えて、ここ二、三か月では、建築基準法改正に伴う需要減によって鉄くずの発生が減少しているため、トン当たり一万円も高騰しております。

また、廃棄物の中に含まれるレアメタル、日本では都市鉱山とも呼ばれますが、世界の消費の二、三年分に相当すると言われるこの希少金属が国内に存在しているとも言われております。その金属の代表が携帯電話でございますけれども、この中には金、銀、銅、パラジウムが使用されております。しかし、現在の回収率は平成十八年度の国内出荷台数五千万台に対し、国内の回収台数は約六百万台でございます、一二%にすぎません。今世界的に発生している原油やレアメタルの資源不足は国民の皆さんに大きな影響を及ぼし、また資源インフレも引き起こしております。言うまでもなく、日本には天然資源がございません。しかし、製品として使用した廃棄物の中には、この携帯電話のような貴重な資源が残っております。

以上を踏まえ、国内で発生した廃棄物は原則として国内でリサイクルしていくことが非常に重要であると考えますが、環境大臣としての御見解をお伺いいたします。

**○国務大臣（鴨下一郎君）** まさしく先生おっしゃることに私も同感でございます。循環型社会構築に当たっての基本的な考え方として、まず各国の国内で循環型社会を構築し、次に廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実強化し、その上で循環資源の輸出入の円滑化を図ると、このような考え方に基づいて、廃棄物処理法上も国内で発生した廃棄物についてはまず国内で処理することを原則とすべしと、こういうふうに考えます。

また、今後の政策の方向性としては、循環型社会形成推進基本法に定められており、適正な物質循環の確保に向けて、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分と、このような対策を優先順位に基づいて廃棄物の発生抑制を最優先に進めるとともに、廃棄物からの資源回収に一層取り組む、こういうことが必要だろうというふうに思っております。

これらの考えを踏まえ、この第二次循環型社会形成推進基本計画を本日、閣議決定したところでありまして、今後、同基本計画に基づきまして、3Rの推進に向けた取組を一層進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

**○森木利治君** 同じ方向性ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

では、具体的にその事業も含めて現状をちょっと少し御確認させていただきたいと思いますが、エコタウン事業、ゼロエミッション構想について経済産業省にお聞きいたします。

現在、エコタウンプランの承認件数は二十六件と聞いております。平成十八年、十九年は承認実績はありません。この二十六件の稼働状況、採算状況並びに今後の方向性について

て御説明をお願いしたいと思いますし、現地である県の方で少し聞きましたら、設備は設置したもののリサイクル材料がうまく手に入らないといった現状で採算割れになっているということもお聞きしました。現状と方向性についてお聞きいたします。

○**政府参考人(伊藤元君)** 先生御指摘のとおり、エコタウン事業につきましてはこれまでに全国で二十六地域のプランを承認いたしまして、平成九年度から平成十七年度まで、経済産業省として五十一の事業につきまして補助事業を実施してまいりました。

そして、エコタウン事業の状況でございますけれども、これにつきましては、エコタウンプランを承認いたしましたそれぞれの自治体からの報告やアンケート調査によりまして、その実態把握に努めております。

その一部を御紹介させていただきますけれども、まず稼働状況につきましては、本年度に実施をいたしましたエコタウン連携促進等基礎調査事業におきまして、エコタウン承認自治体を通じた調査でございますが、施設稼働率が八〇%以上の企業が三九%、稼働率が六〇%以上から八〇%未満の企業が二七%ということで、この二つを合計しますと三分の二が六〇%以上の稼働率になっているということでございます。

それから、採算状況につきましては、各年は調査しておらないんでございますけれども、平成十七年度にやりました調査によりまして、収支実績の回答のあった三十六事業のうち、この時点では二十四事業が単年度収支の黒字になっているということでございます。

先生御指摘のとおり、昨今の中国等を始めとした途上国の大変大きな需要増によりましてリサイクル資源に限らず、天然資源につきましても国際価格が暴騰しているという、高騰しているという状況でございます。そうした観点で申し上げれば、すべての事業者がそうした資源価格の上昇に直面をしているという状況でございます。

こうした中で、先ほど大臣からも御指摘ございましたけれども、本日、閣議決定されました第二次環境型社会形成推進基本計画におきまして、地域内の循環を基本としつつも、高度な処理技術を要する循環資源をより広域化させていく地域循環圏の構築という視点が出されておるわけでございます。やはり、事業者が持続的な発展基盤を整えていくということからいたしますと、いわゆる規模の利益ということも考えながら、より大きな域内で資源の調達等を進めると、そして処理も拡大をしていくという形を取って経営の安定化につなげていくということではないかと思っております。

いずれにいたしましても、経済産業省といたしましては、関連の事業者それから地方公共団体とも引き続き緊密に連携をいたしまして必要な対応を取ってまいりたいと考えております。

○**森木利治君** ありがとうございます。

しかし、六〇%以上の稼働が三分の二で、二十四件が収支が黒だというのもちょっとこれは解せない数字だとは思いますが。稼働六〇%で収支が取れるような状態ではないと思えますし、二十四件の黒字も補助金が出たその単年度の計算ではないかとは思いますが、そういった意味では稼働率をしっかりと確保するという。こういったリサイクル事業とい

うのはそんなにもわかるわけではなくて、企業も社会的責任として私は取り組んでいると思いますので、そういったことも含めてしっかりフォローのほどをお願いしたいと思います。

それから、リサイクルの関係の問題点について幾つかお聞きをいたします。

まずは古紙の再生問題についてでございますけれども、再生年賀はがきの古紙配合比率が業界全体として基準に達していない問題が発生いたしました。循環型社会形成推進基本法の第十二条では国民の責務として、国民は再生品を使用することと明記されております。国民の皆さんはこの趣旨を理解し、また再生紙という記載内容を信じて使用してきたわけでございます。今回の企業側の行為は、国民の皆さんに対する裏切り行為であるとも言えます。しかし、業界全体が同様の行為を行ったということは、裏を返せば技術的な問題や古紙リサイクルシステムに異変等が発生したのではないかと推測されます。

この問題に対する現時点における環境省の受け止めと今後の対応について、環境大臣にお伺いいたします。

**○国務大臣（鴨下一郎君）** 環境省はグリーン購入法の取りまとめ官庁としてこの問題にかかわっているわけでありますが、本問題はグリーン購入の信頼を揺るがし、今先生おっしゃるように、特に国民の無償の努力あるいは善意によって進められてきたリサイクル社会を言わば著しく損ねた、こういうような意味で問題は極めて重要だというふうに思っています。

調査の結果によりますと、全般的に言ってかなり以前から多くのメーカー、多種類の製品で大量に、かつ大幅な配合率不足を来す形で意図的に偽装が行われてきたというふうに言えると思います。各製紙メーカーに対しては、過去の偽装について企業としてのコンプライアンス、それからグリーン購入法に基づく配合率を偽ってきたこと、さらには国民が無償で紙のリサイクルに協力してくれていることを裏切ったと、この三点についてきちんとそれぞれ国民が納得できるようにけじめを付けるべきだと、こういうようなことを申し上げてきました。

これに対して各メーカーで対応策の取りまとめが順次今行われているところであります、これらがそれぞれ、社会的な責任として企業が国民に評価されるような、こういうような結果になってもらいたいと、こういうふうに今各メーカーに申し上げているところであります。

また、今技術の問題というようなこともお話になりましたけれども、これもまだ最終的な評価、検討が固まっておりませんけれども、ある意味では一〇〇%古紙でも十分に技術的にもやれると、こういうようなこともあるようでありまして、加えて、これグリーン購入法導入時に各メーカーがやれると、こういうようなことで導入したわけでございますので、残念ながらそういう期待を裏切ったということでもあります。

ただ、今後具体的に現実に即してどのような形でやるかというようなことは、今まさにメーカーが対応策を順次進めているところでありますから、それを見極めてしっかり

と環境省としても取り組みたいというふうに思っております。

**○轟木利治君** 是非それぞれの企業の自主的な反省において対応策を取っていただきたいと思っております。

ちょっと時間の都合もありますので質問を飛ばしていきますけれども、次にペットボトルのリサイクルについて伺います。

現状の数字でいきますと、二〇〇六年度の数字でございますが、ペットボトルの販売量が五十四万トン、一方、回収量が三十六万トン、その差が十八万トンあります。この十八万トンがどこへ行ったんでしょうかということと、回収量のその三十六万トンに対しまして再商品化量が十九万トン、その差が十七万トンでございます。単純に三十五万トンぐらい行方不明になっているわけでございますけれども、この状況について環境省にお伺いいたします。

**○政府参考人(由田秀人君)** 容器包装リサイクル法の対象となっておりますペットボトルにつきましては、平成十八年度におきまして約五十四万トンが販売されまして、そのうち約三十六万トンが市町村や事業者によりまして回収されております。十九万トンが国内におきまして繊維やシートなどの製品に再商品化されたと見込まれておるところであります。

この回収が確認されていない十八万トン、いわゆる全生産量五十四万トンから回収をされました三十六万を引いた部分であります。これにつきましては、海外へ輸出されましたか、あるいは再商品化のために回収されず処分されたものと考えております。

また、回収が確認されたにもかかわらず国内で再商品化とならなかった十七万トンであります。これも海外へ輸出されたものも一部ございますが、国内での再商品化の過程での残渣として処分された部分もあるというふうに考えております。

今後は回収されずに処分されるペットボトルを減らすために、容器包装リサイクル法に基づきます市町村のより適切な分別収集を更に推進いたしますとともに、国内におきますペットボトルの適正かつ安定的なリサイクルを図るために、指定法人によるいわゆる有償入札や平成十八年度の国内のこの容器包装リサイクル法の改正により明らかにしました国の方針に基づきまして、この分別収集されたペットボトルの指定法人への円滑な引渡し等を促してまいりたいというふうに考えております。

**○轟木利治君** そうしますと、リサイクルされて再商品化されたのが販売量に対して三五%ぐらい、歩留りを考えても四〇%から五〇%に満たないぐらいだと思います。要は半分が処分されているということ、まあ輸出もあるかと思っておりますけれども。

私もそうですけれども、毎日ペットボトルを買って、ラベルをはがして、すすいでちゃんとしている国民の皆さんが大半だと思います。それに対してこういった状況というのは、その信頼を裏切ることにもなるかと思っておりますし、やるんであれば徹底的にやっていただきたいなと思っております。

それから、本来であればこのペットボトルも、ガラス瓶みたいなようにそのままの形で使うのが本来求めるべき姿ではないかと思っております。技術的な問題もあろうかと思

いますが、そこら辺の方向性についてお伺いいたします。

○[政府参考人（由田秀人君）](#) 循環型社会推進基本法におきましては、先ほど大臣からも御答弁していただきましたように、いわゆる環境負荷低減の観点から、第一にリデュース、第二にリユース、第三にリサイクルという優先順位で取り組むこととされておるところであります。

ペットボトルを始めといたします容器包装につきましては、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルというのは一定程度進展をしてきているという認識をしておりますが、リデュースやリユースの取組につきましては、今後より一層進展させていくことが重要と認識をいたしております。

このため、ペットボトルを始めとした容器包装につきまして、特にリユースの促進とか、デポジットなどの活用による循環的な利用促進について検討するための研究会を設置いたしまして、今月七日に第一回の会合を開催したところであります。

安全性の確保とか、あるいは品質保持、また回収システムの構築など論点も多いわけですが、本研究会では様々な立場の方々の御意見を賜りながら、ペットボトルを始めとした容器包装の循環的な利用の在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

○[■木利治君](#) もう時間ですので、本来、最後に鴨下大臣に総括的に伺いたかったんですが、時間が来ましたので、終わります。